阿賀野市告示第204号

阿賀野市公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき告示する。

なお、これを表示した図面は一般の縦覧に供する。

令和7年10月17日

阿賀野市長 加 藤 博 幸

- 1 供用を開始する年月日令和7年11月1日
- 2 下水を排除する区域阿賀野川流域下水道 新井郷川処理区○京ヶ瀬下ノ橋処理分区 小河原の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置 別図のとおり
- 4 供用を開始する施設の合流式又は分流式の別 分流式
- 5 縦覧場所 阿賀野市中島町7番20号 阿賀野市産業建設部上下水道局
- 6 縦覧期間

令和7年10月17日(金)から令和7年10月31日(金)まで (土・日曜日及び祝日を除く) 午前8時30分から午後5時15分まで